

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年12月19日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成13年規程第31号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 連合学校教育学研究科の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

附 則

この規程は、平成13年12月19日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （休学期間） <u>第12条 休学の期間は、3年以内とする。</u> 〔省略〕	〔省略〕 （休学期間） <u>第12条 連合学校教育学研究科の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があるときは、休学期間の延長を認めることができる。</u> <u>2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成13年12月19日から施行する。</u>